

# 栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金実施要綱

令和5（2023）年4月1日付け気対第28号

環境森林部長通知

令和5（2023）年5月23日一部改正

令和6（2024）年3月29日一部改正

（事業目的）

**第1条** 栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業（以下「本事業」という。）は、県民による新築住宅の外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備の導入（以下「高断熱化等」という。）に対し、補助金を交付することにより、ゼロエネルギー住宅の普及を促進し、県内の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人が住居として使用する県内に所在する戸建住宅（店舗、事務所等との併用するものを含む）をいう。
- (2) Z E H 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。
- (3) 国Z E H事業 経済産業省、国土交通省又は環境省がZ E Hの普及促進を目的として実施する補助事業をいう。

（交付対象者）

**第3条** 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 県内に自ら居住するための住宅を新築すること。
- (2) 県税（個人県民税を含む。）の滞納がないこと。
- (3) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
  - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員

（補助対象事業）

**第4条** 補助対象事業は、別表1に定める要件の全てに適合する住宅（以下「補助対象住宅」という。）を新築する事業とする。

- 2 第1項の事業に係る契約及び発注は、本実施要綱の施行の日以後に締結されたものに限る。

(補助対象経費及び補助額)

**第5条** 補助対象経費は、補助対象住宅の新築において、高断熱化等に係る材料及び設備の購入並びに工事に要する経費とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、1件あたり20万円とする。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5（2023）年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5（2023）年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5（2023）年5月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6（2024）年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6（2024）年度の補助金について適用する。

別表1 補助対象

項目	内容
補助金の交付対象となる住宅の要件	(1) 地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に定める「地域の区分」をいう。以下同じ。）1～8地域の平成28年省エネルギー基準（ $\eta_{AC}$ 値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、外皮平均熱貫流率UA値[ $\text{m}^2\text{K}$ ]を地域区分1地域及び2地域で0.4以下、3地域で0.5以下、4・5・6・7地域で0.6以下であるもの。 (2) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されているもの。 (3) 北側斜線制限（2階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85 $\text{m}^2$ 未満である土地に建設するもの（平屋建てを除く）を除き、一次エネルギー消費量の削減に相当程度寄与する量の再生可能エネルギーを導入しているもの。 (4) 一般社団法人環境共創イニシアチブにより、ZEHビルダー又はZEHプランナーとして登録された者により新築されたもの。 (5) 再生可能エネルギー等により発電した電気を売電する場合にあっては、余剰売電方式により行うもの。